

## 国立大学法人法施行規則要綱

第一 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が出資の認可を受けようとするときの申請書及び添付書類の提出について定めること。（第一条関係）

第二 中期計画の認可及び変更の認可を受けようとするときの申請書の提出並びに中期計画記載事項について定めること。（第二条及び第三条関係）

第三 業務方法書の記載事項について定めること。（第四条関係）

第四 年度計画の記載事項及び変更した場合の届出書の記載事項、各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価を受けようとするときの報告書の提出並びに評価が決定される前に国立大学法人等に意見申立の機会を付与すること等について定めること。（第五条から第八条関係）

第五 会計の原則、償却資産の取扱い及び財務諸表等について定めること。（第九条から第十二条関係）

第六 重要な財産の範囲及びその処分等について認可を受けようとするときの申請書の提出について定めること。（第十三条及び第十四条関係）

第七 国から出資された土地の譲渡に関する報告書及び添付書類の提出並びに資本金の減少対象額等の通知

等について定めること。（第十五条及び第十六条）

第八 長期借入金又は債券の償還期間について定めること。（第十七条関係）

第九 償還計画及び短期借入金の認可を受けようとするときの申請書の提出について定めること。（第十八条及び第十九条関係）

第十 剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認を受けようとするときの申請書及び添付書類の提出について定めること。（第二十条関係）

第十一 積立金の処分に係る申請書の添付書類について定めること。（第二十一条関係）

第十二 健康保険法施行規則第二百五十九条第一項第六号等の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用すること。（第二十二条関係）

第十三 博物館法施行規則第十八条及び第二十一条の規定については、国立大学法人等を独立行政法人とみなして、これらの規定を準用すること。（第二十三条関係）

### 第十三 附則

1 この省令の施行期日について定めること。（附則第一条関係）

2 国立大学法人等の成立の際の会計処理の特例について定めること。（附則第二条関係）

3 国立大学法人等の成立の際に出資された土地の譲渡に関して必要な事項を定めること。（附則第三条

関係）

4 寄附金の経理について定めること。（附則第四条関係）